

阿情審答申第1号
平成25年8月13日

阿波市教育委員会 様

阿波市情報公開審査会
会長 小西 義利

阿波市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年2月7日付阿教第286号により阿波市教育委員会より諮問のありました公文書部分公開決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

異議申立の対象となった本件公文書について、実施機関が行った部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

異議申立人は、阿波市情報公開条例（平成17年阿波市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき阿波市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、平成24年10月4日、下記の文書（以下「本件公文書」という。）について公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

記

平成24年度第5回阿波市教育委員会定例会資料

2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年10月17日、本件公文書のうち、下記の情報を非公開として、残りの部分について公開する部分公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

記

- (1) 平成24年度第5回阿波市教育委員会定例会資料9ページ(6) 準要保護の認定について、学校別準・要保護児童生徒数の表中、学年別及び学校別の人数
- (2) 平成24年度第5回阿波市教育委員会定例資料10ページ(7) 奨学金について、奨学金制度市町村状況の各市町村名
- (3) 上記以外に複数の非公開部分があるが、異議申立人より特段の異議が出されていないため、具体的な非公開部分については省略

3 異議申立て

平成24年10月30日、異議申立人は、前記部分公開決定処分のうち、下記の非公開部分につき、不服として、異議申立てを行った。なお、その他の非公開部分については、異議申立てはなされていない。

記

- (1) 平成24年度第5回阿波市教育委員会定例会資料9ページ(6) 準要保護の認定について、学校別準・要保護児童生徒数の表中、学校別の人数
- (2) 平成24年度第5回阿波市教育委員会定例資料10ページ(7) 奨学金について、奨学金制度市町村状況の各市町村名

4 実施機関の決定

実施機関は、平成25年2月12日、異議申立人の前記異議申立てを受けて、前記部分公開決定処分のうち、下記の情報をなお非公開として、残りの部分について公開する本件処分を行い、異議申立人に通知した。

記

平成24年度第5回阿波市教育委員会定例会資料9ページ(6)準要保護の認定について、学校別準・要保護児童生徒数の表中、学校別の人数

5 諮問

平成25年2月7日、実施機関は、阿波市情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原処分のうち「平成24年度第5回阿波市教育委員会定例会資料」9ページ(6)準要保護の認定について、学校別準・要保護児童生徒数の表中、学校別の計を非公開とした部分に係る決定を取り消す、との決定を求める。

なお、同表中、その余の非公開部分については、異議を求めるものではない旨、平成25年4月24日実施の異議申立人からの口頭意見陳述において確認された。

2 異議申立ての理由 (口頭意見陳述の結果、及び、補充意見書の内容を含む)

(1) 異議申立て部分に記載された内容は現状を正確に把握、認識するためにも速やかに公開され、広く地域社会、行政、保護者、学校が情報を共有し、より緊密に連携し一体となって地域に根ざした学校教育をはじめとする円滑な教育行政の推進に努めるべきである。

(2) 条例第8条第2項第2号の該当性につき、異議申立て部分を公開することにより、個人に関する情報が害されるおそれはなく、市の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるものとはいえない。

また、実施機関が主張する「極めて不快な感情」、「各学校における教育や円滑な業務の遂行」は、非公開とすべき正当な事由にはあたらない。あわせて、要保護者は生活保護世帯と直結しており、要保護者が多い学校区は簡単に類推されるから、要保護者が多い学校区、地域

住民に対して偏見が向けられる等のおそれはない。

- (3) 条例第8条第2項第6号の該当性につき、実施機関が主張する、就学援助率の高い学校、低所得者などとの偏見、学校の序列化等のおそれはない。

第4 実施機関の説明要旨（意見聴取の結果、及び、補充説明書の内容を含む）

- (1) 条例第8条第2項第2号の該当性について

本件処分にかかる情報については、単独では、個人の特定をできるものではないが、経済状況の悪化等他の情報と照合することにより、個人の特定がなされるおそれがある。

また、個人の特定までは至らない場合であっても、当該認定を受けている児童生徒やその保護者が、自己に関するこれらの情報が公開されたことを知った際に、極めて不快な感情を抱き、各学校における教育や円滑な業務の遂行に少なからず影響を与えることも考えられる。

さらに、本件処分にかかる情報は学校という集団単位で集計された情報であることから、学校区域の構成員である地域住民に対しても、就学援助率の高い地域の住民という偏見が向けられ、地域を対象とした誹謗や中傷などの差別が生じるおそれがある。

- (2) 条例第8条第2項第6号の該当性について

集計データの一部とはいえ公開することにより、認定を受けている児童生徒や保護者から、自己の情報を公開したのと同じであると受けとられ、学校との信頼関係が崩れ、各学校における教育や業務の遂行に支障を及ぼすことも考えられる。また、認定を受けていない児童生徒に与える影響も看過することはできない。

当該情報の公開は、各学校の児童生徒世帯の経済状況の一端を公表することとなり、就学援助率の高い学校の児童生徒や保護者が、第三者から低所得者ではないかという目で見られ、不快な思いを強いられるなどの不利益を被るおそれがある。特に、心身の発達段階にある児童生徒への心理的な影響は、甚大なものがあると考えられる。

世間一般の生活保護受給者に対する風当たりは強く、受給を躊躇することによって、憲法で保障された生存権が脅かされる危険があり、また、就学援助についても、同様に援助を受けることを躊躇することによって、教育を受ける権利が阻害されるおそれがある。実際、実施

機関としては、就学援助等を受けることにより、当該児童生徒がいじめや差別の対象とならないよう、様々な配慮を行っている。

第5 審査会の判断

- 1 当審査会は、本件請求について、審査した結果、次のとおり判断する。
- 2 条例第8条第2項第2号の該当性について

- (1) 条例第8条第2項第2号本文は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開とすることができる旨規定している。

同号は基本的人権としての個人の尊厳を保護し、個人のプライバシーを尊重するため、特定の個人を識別するような情報及び公にすることにより個人の権利利益を害する情報を非公開とすることを定めたものである。

そうすると、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものと解される。

また、公文書の原則公開という条例の趣旨と個人情報の保護に関する上記規定からすると、特定の個人を識別する際に照合される「他の情報」とは、一般人が通常入手しうる関連情報と照合することによって相手方が識別される情報のことをいい、一般人が通常入手しうる関連情報とは、広く刊行されている新聞、雑誌、書籍や図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等をいうものと解される。

そこで、実施機関が条例第8条第2項第2号により非公開とした情報が、同号に該当するか否かを検討する。

まず、「学校別準・要保護児童生徒数」にかかる情報は、個人の経済状態に関する事実及びそれに対する評価に関わる情報であるから、個人に関する情報に当たる。ただし、「学校別準・要保護児童生徒数」には氏名や生年月日等の記載はなく、実施機関も認めるとおり、この情報のみで個人を特定することはできない。

しかし、「学校別準・要保護児童生徒数」を公開すると、各学校に

通う地区に生活保護受給者等が何名存在するかが公になるところ、当該地区の小学校数は10校、中学校数は4校であり、また、平成24年5月1日時点での児童生徒数は、小学校が最少110人、最多260人であり、中学校が最少214人、最多334人であることから、学校数及び児童生徒数共に少数であるといえる。なお、これらの情報はいずれも、徳島県のホームページ等で一般に入手可能な情報であり、特別な調査をすることなく入手可能なものである。

このような当該地区の特徴からすると、「学校別準・要保護児童生徒数」と学校数及び児童生徒数の情報やそれに付随する他の情報を照合すると、準・要保護児童生徒が相当限定されることとなり、特定の個人の識別に至る可能性は高い。

- (2) また、条例第8条第2項第2号本文は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても、非公開とすることができる旨規定している。

「学校別準・要保護児童生徒数」は、これを公開することによって、各学校の生活保護受給者等の人数が明らかとなり、なお各児童生徒の権利利益を害するおそれがある。すなわち、就学援助率の高い地域の住民であるという偏見が向けられることにより、当該地域を対象とした誹謗中傷などの差別が生じるおそれがある。そうすると、「学校別準・要保護児童生徒数」は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

- (3) 以上のとおり、「学校別準・要保護児童生徒数」は、条例第8条第2項第2号に該当する。

3 条例第8条第2項第6号の該当性について

- (1) 条例第8条第2項第6号本文は「市の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とできる旨を定め、同号アからカを掲げている。「学校別準・要保護児童生徒数」が同号アからオまでは当たらないことが明らかであるから、同号カについて検討する。

(2) 同号カは「アからオまでに定めるもののほか、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に非公開とできる旨を定める。

就学援助事務は、その性質上、生活保護に関する情報、経済状況を示す情報、家庭環境の変化を類推させるような情報等に基づいて行われるものである。そのため、「学校別準・要保護児童生徒数」を明らかにすることは、当該児童生徒の経済状態に関する情報が明らかとされることを意味し、各学校との信頼関係が損なわれるおそれがある。そして、その結果、就学援助の必要な児童生徒が申請書類の提出を拒否し、個人情報利用に対する同意をしないといた事態が想定され、就学援助事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、実施機関としては、当該児童が就学援助を受けていることが知られることのないよう、様々な配慮を行っている。

また、「学校別準・要保護児童生徒数」を公開することにより、当該学校に対する偏見や誹謗中傷が予測され、そのことによって当該学校に就学する児童生徒が不公平感や劣等感を抱き、学習意欲が低下する結果、学習指導に支障が生じるおそれがある。

(3) 以上のとおり、「学校別準・要保護児童生徒数」は条例第8条第2項第6号カに該当する。

4 よって、実施機関の判断は妥当である。

なお、本件請求に至った理由は、情報公開の当否には影響を及ぼすものではないことは条例上明らかであるため、当審査会として、その点について判断するものではない。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成25年2月12日	実施機関から諮問書を受理
3月4日	実施機関から理由説明書を受理
3月8日	異議申立人から意見書を受理
4月2日	審議（第1回審査会）

4月24日	異議申立人から口頭意見陳述、 実施機関への意見聴取、審議（第2回審査会）
5月 8日	異議申立人から補充意見書を受理
5月17日	審議（第3回審査会）
5月31日	実施機関から補充説明書を受理
6月 7日	審議（第4回審査会）
7月30日	審議（第5回審査会）
8月 9日	審議（第6回審査会）